

改正

平成14年4月1日要綱第19号

平成14年7月1日要綱第23号

平成16年10月1日要綱第12号

平成19年3月28日要綱第7号の1

平成25年3月18日告示第6号

令和2年3月3日告示第7号

令和7年6月17日告示第66号

菰野町入札及び契約関係情報公表要領

(目的)

第1条 この告示は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」（以下「適正化法」という。）の規定に定めるもののほか、入札及び契約事務の適正化を促進し、入札及び契約に対する町民の信頼確保を図ることを目的とする。

(公表する建設工事等)

第2条 公表の対象とする建設工事等は次のとおりとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（予定価格が400万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって菰野町等の行為を秘密にする必要があるものを除く。）（以下「建設工事」という。）
- (2) 設計金額500万円以上の設計、測量、調査等の委託契約（以下「委託業務等」という。）
- (3) 予定価格700万円以上の物件の購入契約（以下「物件」という。）

(公表する建設工事の内容、方法及び時期)

第3条 建設工事の公表の内容は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 発注の見通しに関する事項（適正化法施行令第5条）については、公共工事等発注見通し（様式第1号）を閲覧するものとし、毎年度4月1日時点のものを遅滞なく閲覧に供し、7月、10月及び1月の各々1日時点のものに見直し、変更後の当該事項を遅滞なく閲覧に供する。（適正化法施行令第5条第5項）
 - ア 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要（適正化法施行令第5条第1項第1号）
 - イ 入札及び契約の方法（適正化法施行令第5条第1項第2号）

ウ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）（適正化法施行令第5条第1項第3号）

- (2) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（適正化法施行令第7条第1項第1号及び第2号）については、菰野町一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書提出要領の公告文を広報及び日刊新聞に掲載する。
- (3) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿（適正化法施行令第7条第1項第1号及び第2号）については、菰野町競争入札参加資格者名簿を閲覧に供する。
- (4) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準（適正化法施行令第7条第1項第3号）については、菰野町条件付一般競争入札による建設工事発注基準（平成14年告示第22号の1（以下「発注基準」という。））を原則準用するものとし、当該基準及び菰野町建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成20年要綱第7号の1）を閲覧に供し、変更の場合はその都度変更後の当該事項を遅滞なく閲覧に供する。
- (5) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格（適正化法施行令第7条第2項第1号）については、発注基準を閲覧に供し、変更の都度変更後の基準を遅滞なく閲覧に供する。また、入札公告文を公告時に遅滞なく日刊新聞等に掲載する。
- (6) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由（適正化法施行令第7条第2項第2号）については、入札（見積）結果を落札決定後遅滞なく閲覧に供する。
- (7) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由（適正化法施行令第7条第2項第3号）については、入札結果及び審査会事項書を落札決定後遅滞なく閲覧に供する。
- (8) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）（適正化法施行令第7条第2項第4号）については、入札（見積）結果を落札決定後遅滞なく閲覧に供する。
- (9) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）（適正化法施行令第7条第2項第5号）については、入札（見積）結果を落札決定後遅滞なく閲覧に供する。
- (10) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由（適正化法施行令第7条第

2項第6号)については、低入札調査報告書(写し)を落札決定後遅滞なく閲覧に供する。

(11) 最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称(適正化法施行令第7条第2項第7号)については、入札(見積)結果を落札決定後遅滞なく閲覧に供する。

(12) 次に掲げる契約の内容(適正化法施行令第7条第2項第9号)については、競争入札結果表又は内容のわかるものを契約締結後遅滞なく閲覧に供する。

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 建設工事の名称、場所、種別及び概要

ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期

エ 契約金額

(13) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由(適正化法施行令第7条第2項第10号)については、その理由がわかるもの(写し)を契約締結後遅滞なく閲覧に供する。

(14) 予定価格(適正化指針)について、随意契約以外の建設工事等については、原則入札公告又は指名通知を行った時点において競争入札参加者に対し公表するものとする。また、契約締結後は競争入札結果表により、最低制限価格とともに公表するものとする。

(公表する委託業務等及び物件の内容等)

第3条の2 委託業務等及び物件の公表の内容は、次の各号に定める事項とする。

(1) 委託業務等のうち建設工事に関する設計、測量及び調査については、第3条第1号を適用しこれを準用する。この場合において、「建設工事」を「設計、測量及び調査」と読み替える。

(2) 菰野町建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領を閲覧に供し、変更の場合はその都度変更後の当該事項を遅滞なく閲覧に供する。

(3) 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)については、入札(見積)結果を落札決定後遅滞なく閲覧に供する。

(4) 落札者の商号又は名称及び落札金額については、入札(見積)結果を落札決定後遅滞なく閲覧に供する。

(5) 次に掲げる契約の内容については、競争入札結果表又は内容のわかるものを契約締結後遅滞なく閲覧に供する。

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 業務の名称、場所、種別及び概要

ウ 業務着手の時期及び業務完成の時期

エ 契約金額

(公表事項の変更等)

第4条 主務課長は、第2条の建設工事について契約金額の変更を伴う契約変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る第3条第12号イからエまでに掲げる事項及び変更の理由がわかるものを公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、第3条の規定による方法により行うものとする。

3 第3条又は本条第1項の規定により公表した事項については、公表した日の属する年度まで閲覧に供しなければならない。

(閲覧場所)

第5条 第3条及び第3条の2により公表する書類については、原則として財務課において閲覧に供するものとする。

(閲覧日時)

第6条 公表事項を閲覧できる日は、菰野町の休日を定める条例（平成元年条例第15号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 公表事項を閲覧できる時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(閲覧条件)

第7条 公表事項は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外に持ち出すことはできない。

2 閲覧に供した書類を汚損又は毀損してはならない。

(閲覧手続)

第8条 公表事項を閲覧しようとする者は、備付けの閲覧簿（様式第2号）に必要事項を記入して閲覧するものとする。

2 公表事項を閲覧しようとする者は、前条に規定する閲覧条件を遵守して閲覧しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成13年7月1日から施行する。

2 菰野町建設工事等入札結果等閲覧要領（平成10年7月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成14年4月1日要綱第19号）

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月1日要綱第23号）

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日要綱第12号）

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日要綱第7号の1）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日告示第6号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月3日告示第7号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月17日告示第66号）

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年度公共工事発注見通し（ 年 月 日現在）

所属課名

〇〇 課

No.1

番号	工事(業務)名	場所	期間	種別	概要	入札及び契約の 方 法	入札(契約)時期	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								

※ 第1四半期 …… 4月から6月、第2四半期 …… 7月から9月、第3四半期 …… 10月から12月、第4四半期 …… 1月から3月

様式第2号（第8条関係）

閲 覧 簿

年 月 日	閲 覧 資 料 名	住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 商 号	閲 覧 目 的	適 用